

(別添)

居宅訪問型保育事業者が実施する居宅訪問型保育基礎研修のeラーニングによる実施について

1 定義

eラーニングとは、インターネットを介した映像視聴など、映像を介して学習するものをいい、居宅訪問型保育事業者が実施する居宅訪問型保育基礎研修におけるeラーニング実施形式は以下のとおりとする。

(1) ライブ形式

あらかじめ定められた時間帯に受講者が講義や演習をリアルタイムで受講する方法

(2) オンデマンド形式

インターネット上のサーバー等に保存されている講義映像にアクセスし、受講（視聴）する方法

2 留意事項

(1) 研修事業者は、eラーニングにより研修を導入するに当たって、集合型研修と同等の質を担保すること。

(2) 受講確認を担保するための不正防止対策を講じること。

3 実施方法

研修事業者は、1(1)及び(2)の実施形式による研修を実施するに当たって、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の実施形式を組み合わせることも可能とする。

(1) ライブ形式

ア 双方向のやりとりが可能なWeb会議ツール等により実施すること。

イ 受講者に対して、通信環境の確認及びWeb会議ツール等の接続・操作テストを事前に実施すること。

なお、集合型研修において講師がライブ形式により講義を実施する場合も同様とする。

ウ Webカメラを用いた顔認証等により本人確認を行い、研修中においても、Webカメラ等により定期的に受講者の研修受講状況を確認すること。

(2) オンデマンド形式

ア 個人ID及びパスワードの発行等により本人確認を行うこと。

イ 講義動画の視聴ログ管理や早回し制限機能等を有する学習管理システムを導入すること。
なお、視聴ログ管理機能については必須とする。

ウ 単元や項目ごとに確認テストやレポート課題を設け、受講者の理解度が確認できる工夫をすること。

エ 受講者からの質疑に対応できる仕組みを設けること。